自治労福島県職員連合労働組合退職互助会給付規程

（趣　　旨）

第１条　この規程は、自治労福島県職員連合労働組合退職互助会（以下「会」という。）運営規則（以下「規則」という。）第 13 条の規定に基づき、給付等の要件及び額等に関し必要な事項を定めるものとする。

（給付の種類）

第２条　給付の種類は次のとおりとする。

（1）医療給付金
（2）死亡弔慰金
（3）退会一時金
（4）健康祝い金

（医療給付金）

第３条　医療給付金は、医療保険、後期高齢者医療制度及び公費負担の各制度による退職会員の医療費の自己負担額（以下「自己負担額」という。）を給付対象とする。 ただし、入院時の食事療養費の標準負担額及び、はり、きゅう、マッサージ、柔道整復術、コルセット等の自己負担額を除く。

２　70 歳未満の自己負担額に対する医療給付は､別表１による給付対象額を限度とする｡なお、所得区分の上位所得ア、イの医療給付、高額療養費に該当した場合の医療給付についても別表１を適用する。なお、高額療養費等に該当した場合は、各保険者が発行する健康保険限度額適用認定証、または、高額療養費支給決定通知書の写しを添付し、請求することとする。

３　後期高齢者医療制度または 高齢受給者証の交付を受けた者にかかる医療給付の給付対象額は､別表３の額とする。 なお、給付対象額は各医療制度ごとに別表２の額を限度とする。ただし、70 歳未満で後期高齢者医療制度適用者は除く。

第４条　医療給付金は、この規程の他に定める場合を除き、退職会員が退職後のかつ 60 歳に達した年度の翌年度の４月１日から満 75 歳に達した日の属する年度の ３月３１日までの期間に給付事由が生じた自己負担額の８割を給付する。ただし、70 歳到達者については、第３条３項に基づいた給付対象額を適用する。

２　旧規約退職会員の医療給付金は、当分の間、月毎、医療機関毎、調剤薬局毎の自己負担額の７割から、それぞれ 3,000 円を控除し、その額に 100 円未満の端数がある場合は、100 円未満の端数を切り捨てた額を給付する。ただし、後期高齢者医療制度または高齢受給者証の交付を受けた者にかかる医療給付の給付対象額は、１ヶ月あたりの診療報酬の１割相当額とする。

３　旧規約退職会員に対する医療給付期間は、規則第４条（5）の規定に基づき、満 80 歳に達する日の属する年度の３月３１日までとする。

４　年度の途中において退職会員に移行した者が、 既に前年度の３月３１日で 60 歳以上に達しているときは、退職会員に移行した日以降に発生した自己負担額の８割を給付する。

５　他の法令等により給付があったときは、その額を除く自己負担額を給付対象額とする。

６　第１項の規定にかかわらず、凍結会員は、医療給付金を給付しない。

（死亡弔慰金）

第５条　死亡弔慰金は、退職会員が死亡したときに給付する。

２　死亡弔慰金の額は、規則第６条に定める付託金の額から既に給付された医療給付金と健康祝い金の総額を差し引いた後の額、もしくは付託金の額から既に給付された健康祝い金の総額を差し引いた後の額から同条に定める医療費充当金を控除した後の額のいずれか少ない方の額とする。

ただし、その額が２万円に満たないときは２万円とする。

３　退職会員のうち 60 歳に達しないため医療給付金の給付を据え置かれている会員が死亡したときの死亡弔慰金の額は、その会員の付託金の額とする。

（退会一時金）

第６条　退職会員が退会するときは、規則第６条に定める付託金の額から既に給付された医療給付金と健康祝い金の総額を差し引いた後の額もしくは、付託金の額から同条に定める医療費充当金を控除した後の額から既に給付された健康祝い金の総額を差し引いた後の額のいずれか少ない方の額を退会一時金として給付する。

第７条　第２条の（1）（2）（3）（4）の給付を受けようとする者は、会所定の様式により理事長あて請求するものとする。

（健康祝い金）

第８条　第４条第１項の期間に医療給付を受けなかった退職会員（据置会員及び凍結会員を除く）に対し、10 万円を給付する。ただし、1999 年４月１日以降に移行した会員とし、次の各号の全ての要件を満たした場合に限る。

⑴　毎年の４月１日現在において、継続して５年間医療給付を受けなかった退職会員とする。

⑵　医療給付金の額と健康祝い金の合計の額が付託金の額に満たない退職会員とする。

⑶　健康祝い金の給付から５年間医療給付を受けていない退職会員とする。

２　前項により健康祝い金の支給を受けた場合は、その期間の医療給付金を遡って請求することはできない。

（規程の改正）

第９条　この規程は、評議員会の議を経なければ改正することができない。

附　　則

1　この規程は、1999 年４月１日から施行する。

2　自治労福島県職員労働組合退職互助会給付規程（1984 年４月１日施行）は廃止する。

3　旧規約退職会員のうちこの規程施行日において 60 歳に達していない者の第３条から第６条までの規定の適用については、規則第５条に規定する退職会員に移行した者とみなす。

4　この規程は 1999 年６月 29 日改正し、同年４月１日から適用する。

5　この規程は 2000 年６月 26 日一部改正し、同年４月１日から適用する。

6　この規程は 2001 年 12 月 11 日一部改正し、2002 年４月１日から適用する。

7　第３条の第２項、第３項の規程は 2002 年１２月１７日一部改正し、2003 年１月１日から適用する。

8　第４条の第６項の規程は 2003 年４月１日から適用する。

9　この規程は、2003 年 12 月 18 日に一部改正し、2004 年４月１日から適用する。
なお、改正後の退職互助会給付規程第４条第３項の規定は、2006 年４月１日から適用する。

10　第３条第３項、第４条第１項及び第８条の規程は、2005 年 12 月 14 日に一部改正し、2006 年４月１日から適用する。

11　第４条第４項および第５項の規程は、2006 年６月 28 日に一部改正し、2006 年４月１日から適用する。

12　この規程は 2006 年６月 28 日に一部改正し同日から適用する。

13　第３条第１項から第３項および第４条第５項の規程は、2008 年 12 月 18 日に一部改正し、2009 年４月１日より適用する。

14　第８条の規程は 2009 年 12 月 21 日に一部改正し、2010 年４月１日より適用する。

15　第８条の規程は、2010 年４月１日以前において５年以上給付を受けなかった退職会員にも適用する。

16　第５条の第２項、第６条及び第７条の規程は 2010 年２月 22 日に一部改正し、同年４月１日から適用する。

17　この規程は 2015 年６月 27 日に一部改正し、同年１月１日から適用する。

18　この規程は 2017 年 12 月 16 日に一部改正し、同日から適用する。

19　この規程は 2022 年 12 月 17 日に一部改正し、2023 年４月１日から適用する。

20　第３条第３項、第４条第２項の規程は、2023 年４月１日医療機関受診分から適用する。

別表１（第３条第２項関係）
○70 歳未満

所得区分		自己負担額に対する 医療給付対象額
上位所得　ア、イ		72,300 円
	多数該当	
一　般　ウ		72,300 円
	多数該当	40,200 円
一　般　エ		57,600 円
	多数該当	40,200 円
住民税非課税世帯 オ		35,400 円
	多数該当	24,600 円

別表２（第３条第３項関係）
○70 歳以上

		自己負担額に対する 医療給付対象額 （各医療制度ごと）	
		外来 （個人ごと）	（外来+入院） ※世帯合算
一定以上所得者		12,000 円	40,200 円
一　般		12,000 円	40,200 円
住民税非課税世帯		8,000 円	24,600 円
	Ⅱ		
	Ⅰ		15,000 円

別表３（第３条第３項関係）
○70 歳以上

窓口負担割合	自己負担額に対する 医療給付対象額 （各医療制度ごと）
1 割	診療報酬の 一割相当額
2 割	診療報酬の 二割相当額
3 割	診療報酬の 二割相当額

（2017.6 運営規則改定、2022.12 給付規程改定）（2022.12 作成）